

東御市空き家等情報登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、空き家等情報登録制度について必要な事項を定めることにより、市内における空き家等を有効活用し、市民と都市住民等との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が専ら自己らの居住の用に供するため、市内に建築した建物及び当該建物の敷地であつて、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）又は住宅の建築が可能な市内の宅地をいう。ただし、事業の用に供することを目的とするものを除く。
- (2) 物件所有者 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行う権限を有する者をいう。
- (3) 空き家等利用希望者 市内へ定住又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家等の利用を希望する個人をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、この告示以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(業務)

第4条 市長は、この告示において、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務（空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約並びにこれらに関する紛争業務を除く。）を行う。

- (1) 次条第2項の規定による登録を受けた空き家等（以下「登録空き家等」という。）の情報を第8条第2項の規定による登録を受けた空き家等利用希望者へ提供する業務
- (2) 空き家等情報登録制度の利用の拡大に関する業務

(空き家等の登録)

第5条 売却又は賃貸を希望する空き家等の所有者は、空き家等情報登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、空き家等情報登録台帳に

登録するとともに、空き家等情報登録完了書（様式第2号）により当該空き家等の所有者に通知するものとする。

（空き家等の登録の抹消）

第6条 空き家等情報登録台帳への登録有効期間は、登録した日から当該登録の日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、市長は、登録空き家等がその期間を経過したときは、当該台帳における登録を抹消するものとする。ただし、再度の登録を妨げない。

2 市長は、登録空き家等所有者から登録有効期間の延長の申し出があった場合は、申し出のあった日から当該申し出の日の属する年度の翌年度の3月31日までを新たな登録有効期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、登録空き家等の所有者から権利の移転その他の事由により空き家等情報登録台帳における登録抹消の申し出があったときは、当該台帳から登録を抹消するものとし、空き家等情報登録台帳へ登録しておくことが適当でないとして市長が認めた空き家等については、当該台帳における登録を抹消することができるものとする。

4 前項後段の規定により、市長が登録を抹消したときは、直ちに空き家等情報抹消通知書（様式第3号）により、登録空き家等の所有者に通知するものとする。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第7条 登録空き家等の所有者は、空き家等情報登録台帳に登録された事項（権利に関する事項を除く。）に変更があったときは、空き家等情報登録変更届書（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

（情報提供及び利用登録）

第8条 空き家等に関する情報提供を受けることを希望する者は、空き家等情報利用登録申込書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、空き家等情報利用登録台帳に登録するものとする。

（利用登録の抹消）

第9条 空き家情報利用登録台帳への登録有効期間及び登録抹消の規定は、第5条及び第6条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、空き家等希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報利用登録台帳における登録を抹消することができる。この場合において、市長は、直ちに空き家等情報利用登録抹消通知書（様式第6号）によりその旨

を、当該空き家等希望者に通知するものとする。

- (1) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第10条 空き家等利用希望者は、空き家等情報利用登録台帳に登録された事項に変更があったときは、空き家等情報利用登録変更届書(様式第7号)を市長に届け出るものとする

(交渉の申込み及び通知)

第11条 空き家等利用希望者が交渉を希望する登録空き家等のあるときは、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合は、当該登録空き家等の所有者へその旨を通知するものとする。この場合において、次条の規定による当該登録空き家等の売買又は賃借の代理又は媒介(以下「媒介等」という。)を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。
- 3 前項の通知を受けた登録空き家等の所有者又は媒介等を行う者は、遅滞なく当該空き家等利用希望者と交渉し、市長へその交渉内容を報告するものとする。

(登録空き家等の所有者と登録空き家等利用希望者の交渉等)

第12条 市長は、媒介等を業とする者であって、登録空き家等の所有者と空き家等利用希望者との交渉を円滑に行うための幅広い知識を有すると認めるものと、媒介等に関する協定を締結するものとする。

- 2 登録空き家等の所有者が空き家等利用希望者との媒介等を希望するときは、前項に規定する市長と協定を締結する者に、市長を通じて依頼するものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に市長が締結している媒介等に関する協定については、この告示の規定に基づき締結した媒介等に関する協定とみなす。

空き家等情報登録申込書

(申込先) 東御市長

申込者氏名

⑩

東御市空き家等情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第5条1項の規定により申し込みます。なお、申し込みにあたり、当該空き家等に係る固定資産課税台帳等を閲覧することを承諾します。

登録番号					
物件所在地	東御市				
物件種別	<input type="checkbox"/> 建物	<input type="checkbox"/> 土地	契約方法	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 賃貸
希望価格	売買	円		賃貸	円/月
交渉の形態	<input type="checkbox"/> 直接型（契約交渉に係る全てについて、自ら責任をもって行います。） <input type="checkbox"/> 間接型（市が協定を締結している者へ空き家の媒介等を依頼します。併せて、媒介等を行う者への情報提供を承諾します。）				
所有者情報	住所	〒			
	氏名		TEL		
管理者等 その他連絡先	住所	〒			
	氏名		TEL		
物件概要	面積及び築年数		構造	補修の要否	ペットの可否
	土地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 可
	1階	m ²	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 不可
	2階	m ²	<input type="checkbox"/> RC	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
	延床	m ²	<input type="checkbox"/> その他		
	築年数	年			
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス		トイレ	<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 未整備		駐車場	<input type="checkbox"/> 有（ 台） <input type="checkbox"/> 無
特記事項					

備考1 本申込書に空き家の間取り図（平面図）及び、地図の添付をお願いします。

2 不明な項目については空欄のままで結構です。

3 申し込みによって知り得た個人情報、本事業の目的以外に利用しません。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者

様

東御市長



空き家等情報登録完了書

東御市空き家等情報登録制度実施要綱第5条第2項の規定により、登録が完了したので
通知します。

登録番号：第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東御市長



空き家等情報抹消通知書

東御市空き家等情報登録制度実施要綱第6条第4項の規定により、登録を抹消したので通知します。

登録番号：第 号

取消理由：

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（届出先）東御市長

住所

氏名

印

空き家等情報登録変更届出書

東御市空き家等情報登録制度実施要綱第7条の規定により、登録事項に変更がありましたので届け出ます。

登録番号：第 号

変更内容：

--

（申込先）東御市長

申込者氏名

空き家等情報利用登録申込書

東御市空き家等情報登録制度実施要綱第8条第1項の規定により、同制度の趣旨等を理解し、次のとおり利用を申し込みます。

住 所			
ふりがな 氏 名		年 齢	歳
電 話			
携 帯			
メールアドレス			
利用方法等	定 住 の 別	1 定住 2 定期的利用 3 その他（ ）	
	売買又は賃貸の別及び 希 望 価 格	1 買いたい 希望価格 円程度 2 借りたい 希望家賃 円／月程度 3 どちらでもよい（上記1、2に金額を記入）	
希望条件等			

※市がこの申込みによって知り得た個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

東御市長



空き家等情報利用登録抹消通知書

東御市空き家等情報登録制度実施要綱第 9 条第 3 項の規定により、利用登録を抹消しましたので通知します。

登録番号：第 号

登録抹消の理由：

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（届出先）東御市長

住所

氏名

空き家等情報利用登録変更届書

東御市空き家等情報登録制度実施要綱第10条の規定により、登録事項に変更がありましたので届け出ます。

登録番号：第 号

変更内容：